

## 国立歴史民俗博物館事務組織規程

〔平成16年5月25日〕  
〔歴博規第15号〕

最近改正 令和元年6月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館組織規程第3条第6項に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）の事務組織について定めるものとする。

(総務課)

第2条 総務課に次の係を置く。

- (1) 総務企画係
- (2) 人事係
- (3) 情報システム係

(財務課)

第3条 財務課に次の係を置く。

- (1) 財務企画係
- (2) 契約係
- (3) 施設係

(研究協力課)

第4条 研究協力課に次の係を置く。

- (1) 研究教育係
- (2) 企画・渉外係
- (3) 図書係

(博物館事業課)

第5条 博物館事業課に次の係を置く。

- (1) 展示係
  - (2) 資料係
- (課長補佐)

第6条 広報サービス室に次の係を置く。

- (1) 広報・普及係

第7条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を助け、課の事務を処理する。

(副室長)

第8条 室に副室長を置くことができる。

2 副室長は、室長を助け、室の事務を処理する。

(専門員)

第9条 課及び室に専門員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、課の所掌事務に係る高度な専門的事項を処理する。

(専門職員)

第10条 課及び室に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、課及び室の所掌事務に係る専門的事項を処理する。

(係長)

第11条 係に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(主任)

第12条 係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(係員)

第13条 係に係員を置くことができる。

2 係員は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務組織に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。